

マージン率等の情報提供

浜岡工業株式会社

標記については、労働者派遣法第23条第5項の規定により、労働者派遣事業にかかる関係者への情報提供が義務付けられているものです。
当社における昨年度実績について、情報を提供いたします。

対象期間:令和6年10月1日から令和7年9月30日	
1. 派遣労働者の数	1名
2. 派遣先の数	1先
3. マージン率	61.1% (マージン率の中には、法定福利費の当社負担分、福利厚生にかかる費用を含む)
4. 労働者派遣に関する料金額の平均額	49,728円 (1日 8時間当たり換算)
5. 派遣労働者の賃金額の平均額	19,324円 (1日 8時間当たり換算)
6. 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているかの別	労使協定を締結している ①対象となる派遣労働者の範囲 : 現場での安全衛生に関わる点検・巡視の業務に従事する従業員 ②協定の有効期間の終期 : 令和9年3月31日
7. 教育訓練に関する事項	(1)コンプライアンス教育 (2)職長の職務等について (3)関係請負人の管理について (4)過去の災害事例の水平展開 (5)建設業のルールについて
8. その他参考となると認められる事項	(1)社会保険料(雇用保険、厚生年金、健康保険、労災保険) (2)福利厚生費(宿泊費、有給休暇、交通費、健康診断等)